

重度障がい者手当の 受け付けが始まります

重度の障がいがある人の生活支援のため、市では独自に「大野城市重度障がい者手当制度」を設けています。毎年1月がこの手当の申請月です。条件に当てはまる人は、受付期間内に申請してください。

●**対象者** 次の全てに当てはまる人
◇令和4年1月1日以前から大野城市に居住し住民登録をしている

◇令和4年1月1日から12月31日の全ての期間で、身体障害者手帳1・2級または療育手帳のAを持っている

※次のいずれかに当てはまる人は対象になりません。

◇施設に入所している
◇障がいによる年金を受給している

◇国の福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当を受給している（所得制限のため支給停止中の人を含む）

◇令和4年1月1日から12月31日の間に連続して3カ月以上の長期入院をした

◇一定以上の所得がある

●**支給額** 年額7万9300円

●**必要なもの** ◇印鑑◇身体障害者手帳または療育手帳◇振込口座の分かるもの（通帳など）

●**申請方法** 申請書（申請先で配布）を提出

※毎年申請が必要です。

●**受付期間** 1月10日（火）～31日（火）
（土・日曜日を除く）

●**申請と問い合わせ先**
福祉サービス課障がい福祉担当

☎（580）1852
☎（573）8083

週末窓口サービス 納税課での現金納付の 廃止

週末窓口サービス（第2・4土曜日）で行っている、納税課窓口での現金納付を4月から廃止します。支払いはコンビニエンスストアなどを利用してください。
※納付書の再発行業務などは行いません。

●**問い合わせ先**

納税課納税相談担当

☎（580）1831

軽自動車継続検査 （車検）で 納税証明書の提示が 不要に

令和5年1月より、軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）が導入され、軽自動車税（種別割）の納付情報を軽自動車検査協会がオンライン上で確認できるようになります。

これに伴い、軽自動車継続検査（車検）での「納税証明書の提示」が原則不要になります。

●**留意事項**

納付後すぐに車検を受ける必要があるときは、金融機関窓口またはコンビニエンスストア店頭で納付書を使用して納めてください。

●**納税証明書が必要となる場合**

次のいずれかに当てはまる場合は、従来どおり納税証明書の提示が必要です。

◇二輪の小型自動車（排気量250cc超の二輪車）の車検を受ける場合

◇購入した直後の中古車の車検を受ける場合

◇納付直後（納付から約二週間から

三週間以内）で軽JNKSに納付状況が反映されていない場合
◇他の市区町村へ転出した直後の場合

◇対象車両の軽自動車税（種別割）に過去の未納がある場合

◇その他、軽JNKSへの納付情報反映前に車検を受ける必要がある場合

※車検用の納税証明書は、納税通知書同封の納付書に添付されています。車検に際し納税証明書が必要な場合には、金融機関窓口またはコンビニエンスストア店頭であらかじめ軽自動車税を納付し、領収印が押印された状態のものを提示してください。

※納税証明書の再発行が必要な場合の申請方法など、詳しくは市ホームページを確認してください。

●**問い合わせ先**

納税課納税管理担当

☎（580）1832

